

# 私立小中学校に通う児童生徒への 経済的支援に関する実証事業に関するお知らせ

この制度は、平成29年度よりスタートした、私立小中学校等に在学している児童生徒の授業料を軽減する制度（返還不要）です。年収約400万円未満の世帯（※）が対象となり、年額10万円が支給されます。ただし、支援を受けるためには、文部科学省が実施する調査への協力が必要となります。

（※ 父母の両方が働き、高校生以上の子どもがいない場合の目安であり、ご家族の状況により、この年収額は変わります。詳細は、次の「2 対象となる方」をご参照ください。）

## 2 対象となる方

対象となる方は、児童生徒の保護者等で次の全ての要件に該当する方です。

- (1) 児童生徒が、私立小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)・特別支援学校(小学部・中学部)のいずれかに平成29年7月1日現在、在籍していること。

本制度の基準日は7月1日のため、7月2日以降に現在の学校に転入された場合は、平成29年7月1日現在、在籍している私立学校が申請先となりますので、ご注意ください。

- (2) 保護者の平成29年度市町村民税所得割額が10万2,300円未満であること。

平成29年度の市町村民税所得割額は、お住まいの市区町村や出張所等の住民税の窓口で発行される「(非)課税証明書」、勤務先から配布される「市民税・県民税特別徴収税額通知書」等で確認ができます。

※ 保護者が海外赴任の場合で、市町村民税所得割額を確認できない場合は、海外での収入をもとに判断します。

- (3) 文部科学省実施の調査に協力すること。

支援を受けるための条件となります。調査に協力できない場合は、上記(1)及び(2)の要件を満たしても、支援を受けることは出来ませんので、予めご了承ください。

また、調査への回答内容に不備等があった場合、後日、学校担当者より確認の連絡が来る場合があります。

### 3 提出書類について

#### <提出書類>

- ① 私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のための申請書（ダウンロード）。
- ② 保護者等の平成 29 年度の税額証明書のコピー（次のうちどれか1つ）
  - ・平成 29 年度（非）課税証明書
  - ・平成 29 年度 市（町村）民税・県民税納税通知書
  - ・平成 29 年度 市（町村）民税・県民税特別徴収税額通知書
  - ・平成 29 年 1 月 1 日時点、生活保護受給を証明する書類
  - ※ 1 保護者の一方が控除対象配偶者の場合、当該配偶者の税額証明書は不要です。
  - ※ 2 保護者が海外在住の場合、海外での収入を証明する書類が必要です。
- ③ 文部科学省実施の調査票（必ず密封）  
申請者にお渡ししますので、5 の問い合わせ先（担当：梶）までご連絡ください。
- ④ 23 歳未満の兄弟姉妹の健康保険証等の写し（保護者が海外在住の場合のみ）

#### <提出先>

学校法人桐蔭学園 小学部 梶

提出期限は、平成 29 年 7 月 15 日（土）までです。郵送または持参して、幼小中学事務室または女子部事務室へご提出ください。

※上記の期日に間に合わない場合は、別途ご連絡ください。

### 4 支給額・支給方法について

#### <支給額>

年額 100,000 円

※ 授業料額が 100,000 円を下回る場合は、授業料等（施設設備費・教育活動費・空調費）相当額まで支援されます。

#### <支給方法>

学校が代理受領し、授業料を減額します。

※ 本学園より申請者には、受給資格確定通知書を送付します。

※ 第 1 回目確定通知者には、第 4 期校納金の引き落とし時に授業料を減額する予定ですので、別途、本学園の経理課から送付する通知にてご確認ください。

### 5 問い合わせ先

学校法人桐蔭学園 小学部執務室 担当：梶

電話番号：045-971-1411（代表）または 045-972-2221（直通）内線 4403